

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則（昭和六十年東京都規則第五百五十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>第一号様式から第二十号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十条まで（略）</p> <p>第一号様式から第二十号様式まで（略）</p>

第21号様式(第18条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

浄化槽保守点検受託契約基数報告書(年度)

浄保()第 号

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則第18条第5項の規定により、次のとおり報告します。

区分 市町村名	単 独					計	合 併					計	合計
	10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上		10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上		
立川市													
武蔵野市													
三鷹市													
青梅市													
府中市													
昭島市													
調布市													
町田市													
小金井市													
小平市													
日野市													
東村山市													
国分寺市													
国立市													
福生市													
狛江市													
東大和市													
清瀬市													
東久留米市													
武蔵村山市													
多摩市													
稲城市													
羽村市													
あきる野市													
西東京市													
瑞穂町													
日の出町													
檜原村													
奥多摩町													
多摩部計													
大島町													
利根村													
新島村													
神津島村													
三宅村													
御蔵島村													
八丈町													
青ヶ島村													
小笠原村													
島しょ部計													
合計													

- (注) 1 当該年度末(3月31日現在)における保守点検受託契約基数を、処理方法(単独・合併)・人槽別に記載すること。
2 浄化槽管理者から直接受託した基数のみ記入し、他の保守点検業者より委託を受けた基数は、記入しないこと。
3 この報告は、毎年4月30日までに提出すること(受託契約が全くない場合も、基数ゼロとして必ず提出すること。)

(日本工業規格A列4番)

第21号様式(第18条関係)

年 月 日

東京都知事 殿

浄化槽保守点検受託契約基数報告書(年度)

浄保()第 号

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則第18条第5項の規定により、次のとおり報告します。

区分 市町村名	単 独					計	合 併					計	合計
	10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上		10人 以下	11人 以上 50人 以下	51人 以上 200人 以下	201人 以上 500人 以下	501人 以上		
八王子市													
立川市													
武蔵野市													
三鷹市													
青梅市													
府中市													
昭島市													
調布市													
町田市													
小金井市													
小平市													
日野市													
東村山市													
国分寺市													
国立市													
福生市													
狛江市													
東大和市													
清瀬市													
東久留米市													
武蔵村山市													
多摩市													
稲城市													
羽村市													
あきる野市													
西東京市													
瑞穂町													
日の出町													
檜原村													
奥多摩町													
多摩部計													
大島町													
利根村													
新島村													
神津島村													
三宅村													
御蔵島村													
八丈町													
青ヶ島村													
小笠原村													
島しょ部計													
合計													

- (注) 1 当該年度末(3月31日現在)における保守点検受託契約基数を、処理方法(単独・合併)・人槽別に記載すること。
2 浄化槽管理者から直接受託した基数のみ記入し、他の保守点検業者より委託を受けた基数は、記入しないこと。
3 この報告は、毎年4月30日までに提出すること(受託契約が全くない場合も、基数ゼロとして必ず提出すること。)

(日本工業規格A列4番)